

津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付要綱の概要

○目的

津幡町産農林水産物を活用し、1次産業の担い手である農業者等が、自ら、あるいは流通業者、食品事業者等の2次及び3次産業の様々な事業者等と連携しながら、その付加価値を高め、消費者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地食の取組を推進することにより地域活性化を図る。

○対象者

- ・農林水産業を営む法人
- ・農林水産業を営む個人が5人以上で組織する団体
- ・上記の取組に連携する流通業者及び食品事業者

○対象事業

<p>【ソフト事業】 加工品開発・販路拡大</p>	<p>【対象事業】</p>	<p>【ハード事業】 加工・販売施設等整備</p>
<p>津幡町産農林水産物を活用した加工品の開発並びに販路の開拓及び拡大を行うもの</p>	<p>【事業内容】</p>	<p>津幡町産農林水産物を活用した加工品の開発に必要な施設、機械等の整備を行うもの</p>
<p>補助対象経費の総額×2分の1 (1千円未満切り捨て) 10万円以上 50万円以内</p>	<p>【補助率・額】</p>	<p>補助対象経費の総額×3分の1 (1千円未満切り捨て) 10万円以上 300万円以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・謝金(委員、専門家) ・旅費(委員、専門家、職員、調査) ・事業費 原材料費、実験費、デザイン料、試作費、外注加工費、コンサルタント料、委託費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、機械装置等レンタル・リース費、通信運搬費、保険料、研修費、調査費 	<p>【補助対象経費】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 (試作品の開発や実験等に必要な備品を購入するために支払われる経費。ただし、自動車、パソコン等汎用性の高い機器等は対象外) ・施設整備費 (加工品の開発に必要な施設、加工品を積極的に販売する施設の整備に要する経費) <p>【ソフト事業】の実施が必要</p>

※ 毎年4月から6月末までを応募期間とし、7月中に審査を行い交付の合否について通知する。

※ ソフト事業は3年を限度とする。

※ ハード事業は1年を限度とし、ソフト事業実施期間の内、1年とする。

※ 国・県その他の補助事業との併用も可能とする。ただし、事業者負担額は、事業費の2割を割り込まないものとする。

※ 事業終了後3年の事業経過報告を行うものとする。

※ 平成28年度から施行する。